

# 足利大学工学部同窓会会則

昭和50年3月 9日 施行  
令和 2年5月16日 最終改正

## 第1章 総 則

第 1条 本会は足利大学工学部 同窓会と称する

第 2条 本会は事務所を〒326-8558足利市大前町268 足利大学同窓会館内に置く

## 第2章 目的および事業

第 3条 本会は会員相互の交誼を厚くし、かつ母校の発展に貢献することを目的とする

第 4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う

1. 集会に関する事項
2. 会員原簿の管理および会員への連絡・共助に関する事項
3. 会報および会誌等の発行に関する事項
4. 母校の発展を助けるために必要な事項
5. その他目的達成に必要な事項

## 第3章 会 員

第 5条 本会の会員は次の4種とする

1. 正 会 員 足利大学工学部卒業生で終身会費を納入した者とする
2. 準 会 員 足利大学工学部在学生在で入学時に入会金を納入した者  
ただし留学生においては大学の規定により納入が免除されている者(大学院を含む)とする
3. 推薦会員 足利大学大学院を修了し終身会費を納入した者  
足利大学工学部に在籍した者で終身会費を納入し、本人の申し出により理事会の承認を得た者とする
4. 特別会員 足利大学工学部教職員とする

## 第4章 役員、評議委員、事務局

第 6条 本会は次の役員を置く

1. 理 事 10名以上20名以内(内、会長1名、副会長2名、理事長1名)
2. 監 事 2名

第 7条 理事は総会において正会員の中から選出し、互選により会長1名、副会長2名、理事長1名を定めることとする

第 8条 監事は総会において正会員の中から選出する

第 9条 会長は本会を代表し会務を総理する

第10条 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する

第11条 理事長は理事会を代表し本会の事務を掌理、事務局を統轄する

第12条 会長、副会長、理事長、理事は理事会を組織して、会務を審議執行する

第13条 監事は本会の会計を監査する

第14条 役員任期は2年とし重任を妨げないものとする

補欠役員任期は前任者の残任期間とする

役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うこととする

第15条 役員は有給とすることができるものとする

第16条 評議委員は正会員・推薦会員中より選出し、その数は20名以上50名以内とし、任期は第14条に準ずるものとする

第17条 評議委員の選任は定期総会時に役員のおすすめ、または正会員の百分の一以上の推薦者を得て、定期総会開催の3ヵ月前までに、委員となる目的・方針および同窓会活動への提言を推薦状と共に文書で提出した者から総会の議を経て選出する

第18条 本会に事務局を設け事務局長1名、事務局員若干名を置き、事務局長は理事会の承認を経て会長が任命し、事務局員は事務局長が委嘱する

## 第5章 顧問

第19条 本会に顧問を置くことができる

1. 顧問は理事会の承認を経て会長が委嘱する
2. 顧問は本会の諮問に応ずることとし、本会が開催する会議等に出席し、意見を述べることができることとする

## 第6章 会議

第20条 本会の会議は、総会、理事会、評議委員会とする

第21条 総会

1. 定期総会は毎年1回、4月または5月に開催し、会則の改正と変更、予算および決算、役員を選任、その他理事会が必要と認めた事項を審議する
2. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、および会員の5分の1以上が、会議の目的たる事項を示し要求があったとき開く
3. 理事会において総会の開催が困難と認められたとき、評議委員会を持って総会に代えることができる

第22条 理事会は年4回以上開催し、会長が議長となる

第23条 評議委員会は本会の理事および評議委員をもって構成され、年1回以上開催し、会長が議長となる

第24条 すべての会議の議決は出席者の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長が決定する

## 第7章 会計

第25条 本会の経費は、会費、寄付金および、その他の収入をあてる

第26条 本会の会費は次のとおりとする

1. 準会員が正会員となる時、終身会費として50,000円を(4年次前期まで)納入する
2. 準会員となる時入会金を納入する。ただしその額は理事会で定め通知する
3. 大学院生が推薦会員となる時、終身会費として50,000円を(修了年前期まで)納入する
4. 一旦納めた会費は原則として返還しない

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月末日に終わるものとする

## 第8章 附則

第28条 この会則の施行に関する細則は理事会の議を経て別に定める

1. 第5条1. 第5条3. 終身会費の納入が無かった者においては、会員原簿の中に「会費が未納」であることを付記し「正会員」「推薦会員」としない

第29条 この会則は昭和50年 3月 9日から施行する

注)第29条は、会則の変更時期を記録として残すため記入しているもので、通常は

第29条 この会則は昭和50年 3月 9日から施行する

この会則は令和 2年 5月16日一部改正し施行する。と記載している